飲食店の皆さまへ

令和２年４月１日「改正健康増進法」全面施行！

原則屋内禁煙です。

あなたのお店で必要な対応は

原則店内全面禁煙

ただし、基準を満たした喫煙室を設けることが認められています。

（喫煙室の技術的基準は裏面を参照）

あなたのお店は

①令和２年４月１日時点で、営業していますか？

②個人事業主又は中小企業（資本金又は出資の総額が5,000万円以下）が経営していますか？

③客席部分の床面積（飲食スペース）は100㎡以下ですか？

■①～③のうち、一つでも「いいえ」がある飲食店

A B の喫煙室を設置することができます。

■①～③すべて「はい」の飲食店（既存特定飲食提供施設）

A B の喫煙室のほか、経過措置として C の喫煙室を設置することができます。

A 喫煙専用室

たばこを吸うためだけの場所です。
飲食など喫煙以外のことはできません。

○お店の一部に設けることができます。
○20歳未満の人は立入禁止です。

B 加熱式たばこ専用喫煙室（経過措置）

加熱式たばこのみ吸える場所です。
飲食など喫煙以外のこともできます。

○お店の一部に設けることができます。（客席全部を加熱式たばこ専用喫煙室にはできません。）
○20歳未満の人は立入禁止です。
○お店の広告・宣伝をするときは『加熱式たばこ専用喫煙室』があることを明示しなければなりません。

※加熱式たばこは、たばこ葉やたばこ葉の加工品を、燃焼させず、専用機器で加熱することにより発生する煙を吸引するたばこです。

C 喫煙可能室（経過措置）

県への届出が必要
届出方法は裏面

喫煙できる場所です。
飲食など喫煙以外のこともできます。

○お店の全部又は一部に設けることができます。
○20歳未満の人は立入禁止です。
○お店の広告・宣伝をするときは『喫煙可能室』があることを明示しなければなりません。

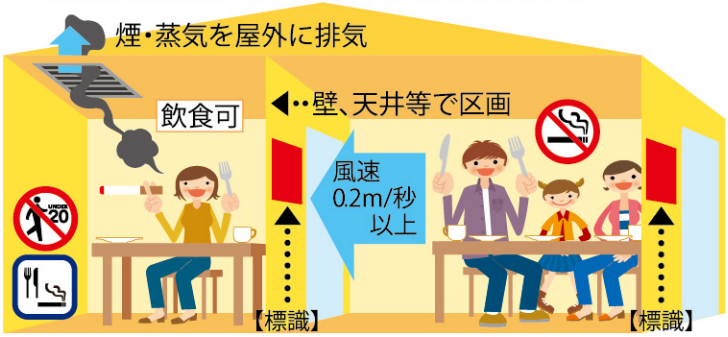

＊学校や病院・診療所、行政機関の庁舎など、第一種施設の場所に店舗がある場合は、原則敷地内禁煙となります。（屋内に喫煙室の設置不可）
＊喫煙を主目的とするバー・スナック等（たばこの小売販売又は出張販売の許可を得た場所でたばこの対面販売をしており、米飯類やパン類、麺類等の主食を主として提供していない飲食店）は、お店の全部又は一部に喫煙目的室（飲食等可）を設置することができます。

愛媛県